



半年更新で10年近く働いていますが、  
毎回更新されるか心配です。



**無期労働契約への転換申込み**ができます。

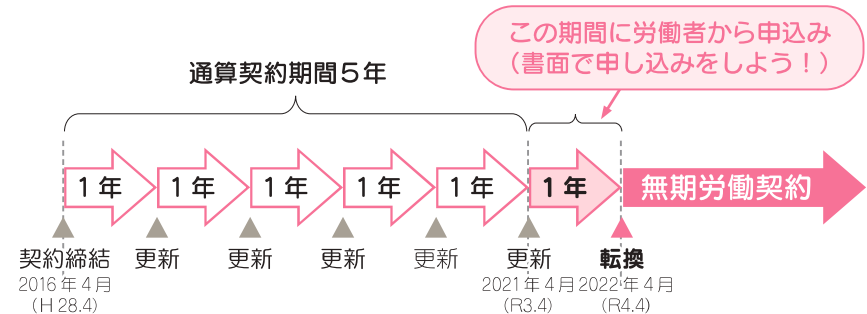
有期労働契約が**同一の使用者と通算5年を超えて**繰り返し更新された場合は、  
**労働者の申込**により**無期労働契約に転換**します。(労働契約法第18条)

**※使用者は労働者からの申し込みを拒むことはできません。**

- ① 2013年(平成25年)4月1日以降に契約したものが対象
- ② 契約が途切れていれば、通算されないことがある(クーリング期間)
- ③ 転換後は、有期労働契約から無期労働契約に変わるだけで  
正社員になるとは限らない
- ④ 申込みをするかどうかは労働者の自由

※ただし、都道府県労働局長の認定がある場合、定年後再雇用制度の有期契約  
で継続雇用されている高齢者には無期転換の申し込み権は生じません。

例 2016年(平成28年)4月から1年契約を更新して5年超となるケース



**労働条件通知書は大切に保管しておこう!**